

先物外国為替予約規定(外貨定期預金用)

【I.じゅうろくオープン外貨定期預金の場合】

1. 自己責任の原則

為替予約は、お客様の責任と計算において申し込みください。

2. 予約の申込み

(1) 為替予約は、お客様が当行所定の方法により為替予約を申し込み、当行がこれを応諾したときに、成立したものとします。

(2) 為替予約を締結するときは、対象となる外貨定期預金が記載されている通帳と届出の印章を持参のうえ口座店へ申出てください。

3. 為替予約締結額

為替予約締結額は、対象となる外貨定期預金の税引後元利金とします。

4. 為替予約による債務の履行

為替予約の対象となった外貨定期預金は、満期日に自動的に解約され、その税引後元利金を予約相場により換算のうえ、お客様のご指定のお客様名義の円預金口座に自動入金します。

5. 為替予約の解約、変更

(1) 一度締結された為替予約の解約または変更はできません。お客様の申出があり、当行がこれをやむを得ないものと認めて、為替予約の解約または変更をする場合、これにより発生する当行算定による損害金は、お客様にご負担いただきます。

(2) 為替予約の対象となった外貨定期預金を、満期日前に解約することはできません。お客様の申出があり、当行がこれをやむを得ないものと認めて、満期日前に定期預金の解約に応じる場合、当該定期預金にかかわる為替予約は当然に解除されるものとし、これにより発生する当行算定による損害金は、お客様にご負担いただきます。

(3) 当行が、外貨定期預金(通帳式)規定【Ⅲ.共通事項】5.(5)の規定により、為替予約の対象となった外貨定期預金の解約をする場合、当該定期預金にかかわる為替予約は当然に解除されるものとし、これにより発生する当行算定による損害金は、お客様にご負担いただきます。

6. 為替予約の解除

為替予約の対象とした定期預金について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が發送されたときは、当行から通知・催告がなくても、当該為替予約の全部は当然に解除され、この解除により生じた手数料、費用、損害についての債権と対象定期預金とを相殺することができるものとします。以上の場合に適用する為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

7. 為替予約の流用の禁止

締結された為替予約は、当該為替予約の対象とした定期預金以外の取引に使用することはできません。

8. 譲渡、質入れ等の禁止

締結された為替予約は、当行の文書による承諾がない限り、他に譲渡、または質入することはできません。

9. 規定等の援用

この先物外国為替予約規定に関し、規定に定めのない事項については、当行の外貨預金規定等関係する規定の定めによるものとします。

【Ⅱ.オープン型外貨定期預金の場合】

1. 自己責任の原則

為替予約は、お客さまの責任と計算において申し込みください。

2. 予約の申込み

- (1) 為替予約は、お客様が当行所定の方法により為替予約を申し込み、当行がこれを応諾したときに、成立したものとします。
- (2) 為替予約を締結するときは、対象となる外貨定期預金が記載されている通帳または証書と届出の印章を持参のうえ口座店へ申出てください。

3. 為替予約による債務の履行

締結された為替予約は、対象となった定期預金を満期日に解約のうえ実行します。

- (1) 1 回の為替予約にて税引後元利金と同額の為替予約を締結された場合は、当該預金は満期日に自動的に解約し、予約相場により換算のうえ、お客様のご指定のおお客様名義の円預金口座に自動入金します。
- (2) 元金並びに利息の一部につき為替予約が締結されている場合は、満期日当日に、定期預金証書または定期預金通帳を当行まで提出してください。万が一、お客様が上記手続を行わない場合には、満期日に対象定期預金を為替予約により解約(ただし、元金並びに利息の一部につき為替予約が締結されている場合は、その残額については当行計算実行時の為替相場により解約)のうえ、元金並びに利息の円貨代り金を当行にて一時預かります。この場合、一時お預かりする代り金には利息を付利せず、後日、定期預金証書または定期預金通帳の提出があり次第、上記代り金を支払います。

4. 為替予約の解約、変更

- (1) 一度締結された為替予約の解約または変更はできません。お客様の申出があり、当行がこれをやむを得ないものと認めて、為替予約の解約または変更をする場合、これにより発生する当行算定による損害金は、お客様にご負担いただきます。
- (2) 為替予約の対象となった外貨定期預金を、満期日前に解約することはできません。お客様の申出があり、当行がこれをやむを得ないものと認めて、満期日前に定期預金の解約に応じる場合、当該定期預金にかかわる為替予約は当然に解除されるものとし、これにより発生する当行算定による損害金は、お客様にご負担いただきます。
- (3) 当行が、外貨定期預金(通帳式)規定【Ⅲ.共通事項】5.(5)または外貨定期預金(証書式)規定 7.(5)の規定により、為替予約の対象となった外貨定期預金の解約をする場合、当該定期預金にかかわる為替予約は当然に解除されるものとし、これにより発生する当行算定による損害金は、お客様にご負担いただきます。

5. 為替予約の解除

為替予約の対象とした定期預金について、仮差押、保全差押または差押の命令通知が發送されたときは、当行から通知・催告がなくても、当該為替予約の全部は当然に解除され、この解除により生じた手数料、費用、損害についての債権と対象定期預金とを相殺することができるものとします。以上の場合の適用する為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

6. 為替予約の流用の禁止

締結された為替予約は、当該為替予約の対象とした定期預金以外の取引に使用することはできません。

7. 譲渡、質入れ等の禁止

締結された為替予約は、当行の文書による承諾がない限り、他に譲渡、または質入することはできません。

8. 規定等の援用

この先物外国為替予約規定に関し、規定に定めのない事項については、当行の外貨預金規定等関係する規定の定めによるものとします。

以上